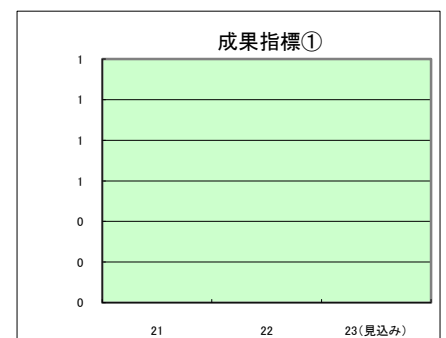
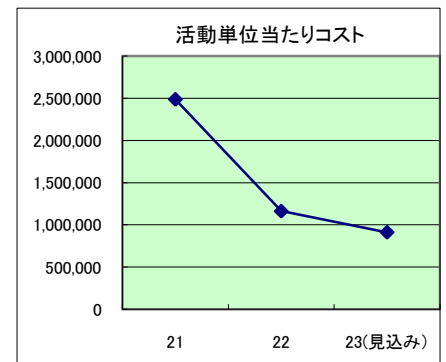


事務事業名	公平委員会事務事業		会計	1	一般会計	
総合基本計画	まちづくりの目標(章)	5	信頼に基づく市民とともに作るまち	款	2	総務費
				項	1	総務管理費
				目	8	公平委員会費
				事業	1	公平委員会
施策(節)	3	行財政運営				
施策の方向						
関連する計画等			作成部署	公平委員会事務局		
事業の目的	対象(誰を・何を)		連絡先	072 - 958 - 1111 内線 4190		
事業の内容	市職員等					
	意図(どういう状態にしたいのか)					
	中立的かつ専門的な人事機関として、公正な任命権者の人事権の行使を保障し、職員の利益を保護する。					
	公平委員会は3名の委員で構成され、準司法的な機能を持っており、次のような業務を行う。 ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求に対して審査及び判定を行い、必要な措置をとること。 ②職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対して審査し、裁定または決定をすること。 ③職員からの苦情の処理に関すること。 ④管理職員等の範囲を定める規則の改正、職員団体の登録など、その他法律に基づき定められている事務を行うこと。					
根拠法令等	地方自治法、地方公務員法、公平委員会設置条例及び規則等					
事業開始時期	☒ 昭和 31 年開始 ☐ 明確にはわからない ☐ 平成 ☐ 市制施行(昭和34年)以前より行っている		終了年度	平成	年度	
事業開始時からの状況変化	平成19年度より、職員からの苦情相談に関する事務が新たに公平委員会の所掌となった。					
市民や議会の要望						
実施手法	☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託 ☐ 補助金・助成金 ☐ その他()					
委託先	☐ 市外郭団体委託 名称()		委託内容			
	☐ 民間委託 ☐ その他					

区 分		21年度	22年度	23年度	
		(実績)	(実績)	(見込み)	
事業費【1】 (千円)		989	1,030	1,186	
人件費【2】 (千円)		1,500	1,296	639	
職員数	正規職員	0.20 人	0.18 人	0.08 人	
	再任用職員	0.00 人	0.00 人	0.03 人	
	嘱託職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	
	超過勤務(参考) (時間)	0.00 時間	0.00 時間	0.00 時間	
総事業費 (【1】 + 【2】) 【A】 (千円)		2,489	2,326	1,825	
財源内訳	国費 (千円)				
	府費 (千円)				
	市債 (千円)				
	その他 (手数料・使用料等) (千円)				
	一般財源 (千円)	2,489	2,326	1,825	
活動指標(事業の活動実績)【B】		単位	21年度	22年度	23年度(見込み)
① 公平委員会開催回数		回	1	2	2
② 措置請求又は不服申立、苦情相談		件	0	0	0
③ 規則の改正、職員団体登録等		件	4	3	3
活動単位当たりコスト(【A】／【B】①)			2,489,000 円	1,163,000 円	912,500 円
市民1人当たりコスト(【A】／人口)			21 円	20 円	15 円



成果指標 (事業目的の達成度を測る指標)	指標名		単位	指標設定の考え方	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	①	(式)		措置請求、不服申立て、苦情処理の件数が0件であるため、指標設定ができない	目標	達成率(%)	
					実績		
	②	(式)			目標	達成率(%)	
					実績		

市の関与の必要性	市の関与が必要な理由									評価	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	必要性	分析・評価の説明
	法令上の義務	受益者が不特定多数	最低限の生活水準を確保	市民の不安を解消	社会的経済的弱者を対象	民間だけでは負担しきれない	民間だけでは供給不足	市の特色等を市内外へ発信	第三者にも受益がある	有	地方公務員法に設置が定められている。 職員を身分上、経済上保障し、人事行政の公正性を確保するために必要。

分析・評価	視点	分析のためのチェック点	はい	いいえ	該当なし	分析・評価の説明
	妥当性	市民ニーズが高い	☐	☐	☒	平成19年度より、職員からの苦情相談に関する事務が新たに公平委員会の所掌となった。
		市民ニーズに比較してサービスの供給過剰となっていない	☐	☐	☒	
		社会情勢の変化に対応している	☒	☐	☐	
		他市の水準と比較しても、対象範囲や水準を見直す必要がない	☐	☐	☒	
		国・府の事業と重複していない	☐	☐	☒	
		事業を休止、廃止した場合の影響度が大きい	☐	☐	☒	
		緊急性が認められる	☐	☐	☒	
	効率性	単位コストが適切である(経年、他市比較など)	☒	☐	☐	他の事務を兼務する状況の中で、少ない人員ながらも効率的に事務を処理している。
		受益者負担の割合は適当である	☐	☐	☒	
		人員を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		事業費を削減する余地がない	☒	☐	☐	
		簡略化できる方法や手段がない	☒	☐	☐	
		市の他事業と重複していない	☒	☐	☐	
		民間活力(民間委託、NPO、ボランティア、PFIなど)の活用について検討の余地がない	☐	☐	☒	
	有効性	上位の施策(目的)が明確である	☒	☐	☐	職員を身分上、経済上、保障するために、地方公務員法に定められた機関である。
		上位の施策(目的)への貢献度が高い事業である	☒	☐	☐	
		成果を向上させる余地がない	☐	☐	☒	
		市民の視点にたってサービスが提供されている	☐	☐	☒	
	協働性	事業の企画、立案に市民が参加している	☐	☐	☒	
		事業の実施に向けて、市民と情報の共有が図られている	☐	☐	☒	
		事業の実施について積極的に市民の意見を反映している	☐	☐	☒	
		事業の実施に市民の参加、協力が得られている	☐	☐	☒	
	達成度	成果指標の目標値は適正である	☐	☐	☒	公平委員会の取り扱う事案は受身のものが多く、発生の予測が困難。成果指標の適切な設定がむずかしい。
		成果指標の実績値は目標値以上である	☐	☐	☒	
		成果指標は前年度より向上している	☐	☐	☒	

担当部局評価	総合評価	
	☐ 拡大・充実 ☒ 現状維持 ☐ 方法改善 ☐ 民営化・民間委託 ☐ 縮小 ☐ 廃止・休止 ☐ 完了	
	評価の理由	
	法律に定められている委員会であり、公正・中立な第三者機関として職権の行使と機能の充実・強化を図りながら、継続的に事業を進めることが必要である。	
	今後に向けて(取組方針、具体的な改善改革案など)	
行革本部評価	国で検討されている公務員制度改革や、大阪府からの市町村への教育人事権移譲については、平成23年6月3日に大阪府の北摂の5市町では条例可決されており、南河内圏域の市町村でも取組みの動きがある。その内容は公平委員会事務事業に大きく影響するため、その動向について最新の情報収集に努めると共に、早期対応を目指す。	
	評価理由・意見	